

Title	経済社会学方法序説：マックス・ヴェーバーの社会経済学について
Sub Title	Einleitung in die Wirtschaftssoziologie
Author	一言, 憲之(Hitokoto, Noriyuki)
Publisher	
Publication year	1976
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.19, No.5 (1976. 12) ,p.92- 103
JaLC DOI	
Abstract	人間は現実的・個別的状況の中で,自己の存在-自己を取り囲む社会(歴史)における自己の存在-に対するFrageを發し,Frageを昇華し,そして状況を何らかの手段で変革しつつ,あるいは自己変革をなしつつ生きている。とのプリミティブな発想の中に,人間と社会(歴史)に対するヴェーバーの実存的営為と科学が存在する。カール・ヤスパースの言うが如き「状況-内-存在」として,ヴェーバーの学問論・経済社会学・宗教社会学・支配の社会学等,一連の諸著作は一見するとフラグメント・寄木細工という印象を与えかねない。が本稿は可能な限り,諸断片・諸劣作の根底を貫く彼の思想・基礎視角に接近せんとするささやかな試みの一つである。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19761230-03959221">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19761230-03959221</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 経済社会学方法序説

——マックス・ヴェーバーの社会経済学について——

## 一言憲之

### 目次

- 1章 社会科学の論理的根底および実践と認識
- 2章 主体—客体の論理からみた社会経済学
  - (I) <社会観>の予備的考察
  - (II) 社会経済学の構成原理
- 3章 近代官僚制の特質と人間学的意味
  - (I) 予備的考察
  - (II) 官僚制
  - (III) <経済>と<政治>における合理化

人間は現実的・個別的情况の中で、自己の存在——自己を取り囲む社会（歴史）における自己の存在——に対する Frage を発し、Frage を昇華し、そして状況を何らかの手段で変革しつつ、あるいは自己変革をなしつつ生きている。このプリミティブな発想の中に、人間と社会（歴史）に対するヴェーバーの実存的営為と科学が存在する。カール・ヤスパースの言うが如き「状況—内—存在」として、

ヴェーバーの学問論・経済社会学・宗教社会学・支配の社会学等、一連の諸著作は一見するとフラグメント・寄木細工という印象を与えかねない。が本稿は可能な限り、諸断片・諸労作の根底を貫く彼の思想・基礎視角に接近せんとするささやかな試みの一つである。

(註1)

### 1章 社会科学の論理的根底および実践と認識

閉ざされることのない無限の意味のない世界生起（「客体」）に対して、客体の有限部分のみが「知るに値する」（価値関係）という前提：絶対無限の多様性に対する有限知—これが社会科学（文化科学）の論理的根底であった。古代の農夫達は皆有機的に完結した生を送り、「年老いて生きるに飽いて」死んだという「職業としての学問における」一節は、世界が閉ざされた世界、体系であっ

(註1) ヨリ広義には文化科学。

(註2) 「職業としての学問」尾高訳（岩波）p. 35. 以下「学問」と略す。

たが故に、人間・社会（歴史）に如何なる謎もなく飽くことができたのである。ところが世界が魔術から解放された（1文化時期：近代）結果、何よりも＜世界＞に対する自己の態度を確立しなければならなくなる。ここにヴェーバーが社会科学の先験的前提として『我々が一定の、若しくは一般にいずれか或る文化を価値ありと認めることではなく、我々が意識的に世界に対して態度をとり、且つこれに意味を与える』必然性を力説した意味がある。ところで何故に一有限部分のみが「知るに値する」のかは科学それ自体が明らかにするわけではない。<sup>(註3)</sup> その『WHY』は実践（政治）と科学（認識）との関連を問うことである。彼の次の一文は実践と科学との関連をコンパクトに表明している。『一定の具体的情勢が自己の信仰する理想的諸価値と矛盾し、これを危くするかにみえるが故に』世界（人間、社会、歴史）に対して関心をよせる。<sup>(註4)</sup> この具体的情勢により解決をせまられている実践的社会政策的問題が起動力となり、科学的諸問題を展開せしめると、即ち実践の「ために」科学（認識）するのである。<sup>(註5)</sup> この実践の「ために」というテーゼに関して念のために付記しておく、実践と認識が直接的に結びつき、認識は実践の召使いだと主張するのではない。真なるもの（現実世界）は美でも神聖でも善でもないが故に、＜現実世界＞の認識という知的廉直さと、自らの実践（及び思想）に忠実であれという強烈な実践的パトスを区別した上で実践の「ために」認識するという意味である。<sup>(註6)</sup>（実践と認識との相互媒介性については、理想や価値判断の科学的批判の箇所て詳細に論じられている。）<sup>(註7)</sup>

ところで当時のドイツの社会、国際情勢と、解決をせまられている実践的社会政策的問題とは、ヴェーバーにとって一体何であったのか？ この問題は、それ自体として具体的、個別的研究による他はないが、ヨリ具象的に展開する必要上簡単にふれておこう。<sup>(註8)</sup>

ドイツは1890年代を境にして、重化学工業を中心に独占資本が形成され、急速な産業化を強力に

(註3) 断わるまでもなく彼の論理を追ってゆけばということである。

(註4) Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre 3 Auflage p. 158 以下「W. L」

(註5) 実践の優位である。

(註6) 「学問」p. 54, p. 64.

(註7) おもに W. L p. 149 以下。

(註8) ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート・デュッセルドルフ鉄鉄シンジケート、クナップ社 A. G. E. etc. 「ドイツ社会民主党史序説」安世舟著。なお資本の集中集積の進行を示すカルテル数の変遷。

同書 p. 98 より。

年次	カルテル数
1865	4
75	8
79	14
85	90
90	117—210
96	250—260
1900	300
05	385

(註9) 一つの指標として1874年と1904年の生産高比較と、各国別の鉄鉄生産量の比較を掲げておく

推進すると同時に、独占資本は国家政策に対して決定的な影響力を行使し始めた。一方国家機構に確固たる拠点を有するコンカーとの利害対立は表面化し、東(鉄)——西(穀物) エルベの対立を、いわゆる結集政策によって妥協的に解消させ、国内的には労働者階級に対する独裁体制を確立し、国際政治の権力闘争の場に乗り出さんとする状態にあった。そして政策的にも「国家」と「経済」をめぐる政策諸論争——全体福利のための分配的正義・生産性の増進・人類の物質的厚生等の政策諸理想——が並存し、展開されている時であった。このような時代状況の中で、ヴェーバー自身は『目標として労働者大衆の肉体的健康の保護と、我々の文化の物質的並びに精神的財産に対する彼の参与の増進』<sup>(註10)</sup>を、その手段として『物質的な利益の世界への国家の干渉と現存する国家秩序の自由な進展との結合』<sup>(註11)</sup>を選びとった。勿論、前記(註11)の示すように、実践的態度といっても、ドイツ歴史学派に特有な社会政策学的な思考の枠の中での——たとえばブレンターノの——態度と、ヴェーバー個人の態度に、個性的差異があるのはしごく当然である。一例をあげれば労使関係の民主化・近代化についての両者の見解(思考)である。ブレンターノは対等な労使関係を上から作り出すために、強制的な労使協議機関を国家が設置することや、強制的労働組合の構想を提案した。その提案に対して彼は、ドイツの非民主的・権威的な労使関係という社会風土のもとでは、何よりも下からの労働者自身が、自らの内面的尊厳性=精神的自立を重んずる<個の自立>ことが、急務であると提案し、主張した。彼にはこのように社会政策的思考とともに、<個の>自発性・自主性という普遍的イデーが血肉化した(後期ヴェーバー)。まさにこの点にこそドイツの地平を越え、時代を越え現代の我々にせまるものがあるのである。それはともかくこの実践的営為—実践的価値判断が、陰に陽に研究対象を實質的に限界づける。

周知の如くヴェーバーには、「神々の争い」「世界観闘争」「価値の多元論」という基本思想がある。この思想は、今までの論述から照明をあてるとヨリ具象的・現実的になろう。即ち諸国家間

年次	1874	1904		1904/1874
工業生産指数	21.5	77.7	1913年=100	3.57
生産手段生産指数	16.9	76.1	//	4.50
消費手段生産指数	34.5	82.2	//	2.09
鉄鉄生産高	1906	10058	単位千トン	5.28
小麦生産高	26.1	38.0	単位百万キントル	1.41

鉄鉄生産量比較

国名	ドイツ	イギリス	フランス	アメリカ
年次				
1870	1,350	6,100	1,200	1,692
1890	4,658	8,031	1,962	9,350
1900	8,500	9,100	2,700	14,000
1913	19,312	10,425	5,207	31,463

同書 p.93 より。

(註10, 11) W. L. p. 159 これはヴェーバー個人の私見ではなく「共同編輯者たちによって明白に是認されたもの」(「社会科学方法論」岩波, p.10 註1と述べられている。

(註12) ドイツにおける労使関係は、典型的には「家父長制的支配」の残存形態であった。

(註13) 「マックス・ヴェーバーとドイツ労働問題」(「資本主義の思想構造」所収鼓肇雄著)を参照願いたい。

の権力・利害闘争・国内的には価値増殖を求める個別資本間の闘争、および紛争、労働者問題とそれらをめぐる政策諸論争を、そこでこの〈神々の争い〉という時代認識および思想を支える実践的エートスとは如何なるものであるかを、次に考察してみようと思う。

彼は「学問」の中で『今日究極の且つ最も崇高な諸価値は悉く公の舞台から引き退き』あるいは「神もなき預言者もなき」時代であると述べて、万人に妥当する客観的価値、客観的価値体系が崩壊したという根本的事実をもって、近代を特質づけた。近代世界及び歴史世界は彼の眼には人間と人間の闘争世界にすぎず、この闘争を排除することはできないとまで述べている。人間と人間との闘争世界という夢のない現実の中で、(思想的には) 世界観の闘争というカオスの中で、自らの神(守神=デーモン)を自ら選びとり、自ら実践する能動的主体を、彼は「文化人」と呼んだ。この文化人の特質は(一般的に言えば) 18世紀啓蒙主義が形而上学的〈超越性〉に対して、自らの立場を、「内在論」の立場において根拠づけたプロセスと同一であり、この「内在論」の立場において、思惟の大規模な世俗化が、あらゆる文化領域において遂行された。その統一的メルクマールは〈経験〉と〈自立〉であった。この〈経験〉と〈自立〉に基づく近代的エートス・原像は、かの〈人間的な自然〉の克服を目指した合理的、組織的生活態度の中に見い出される。即ち〈自然の地位を克服し、人間を非合理的な衝動の力と現世及び自然への依存から引きはなして、計画的意志の支配に服せしめる〉意識的・覚醒的かつ明徹な生活をなす生活態度の中に、彼の〈日常的〉実践を支える「エートス」は、世界の進行する合理化；夢のない現実世界の中で〈現実世界〉を支配する、統御する能動的な生活態度としてあらわれてくる。彼の〈責任倫理〉、〈心情倫理〉、〈禁欲〉、〈神秘論〉の二類型等は全てこの点をめぐって旋回する。

今まで展開してきた基本思想—実践的営為(及び生活態度)から、彼の「現実科学」(認識)=社会経済科学は出立する。『我々は、その中に我々が置かれている、我々を取り囲んでいる生の現実をその特性において (in ihrer Eigenart) 理解し—1方ではその各個の現象の連関と文化意義とを今

(註14) 『学問』 p. 70.

(註15) W. L. p. 517 「あらゆる文化生活から闘争は排除されえない、闘争手段、闘争対象、さらにその上に闘争の根本方向やその担い手は変えうるが、しかし闘争それ自身は排除されえない」万人に妥当する客観的価値 (or 価値体系) があれば闘争は根底的に排除されるであろうが。

(註16) 「啓蒙主義の哲学」 E. カッシーラー、中野好之訳参照、あるいは「科学と宗教との闘争」 ホワイト著、岩波新書 etc.

(註17) 「自立」「自律」のイデーが色濃くあらわれたのはもちろんドイツである。第二に文化人の特質として倫理的規範と可能的文化理想の二元論があるが、〈実践〉と〈認識〉との関連を追求しているここでは指摘にとどめておく。

(註18) 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」 下 (大塚・梶山訳) p. 74.

(註19) 純粹に此岸的になった人生観、〈日常〉を拠り所とする人生観、「ヴェーバーとマルクス」カール・レヴィット著未来社 p. 36.

(註20) ヨリ正確には「……せんとする」。

(註21) たとえば「宗教的現世拒否の段階と方向の理論」 etc. 本稿では細かな論証にはふれない。

日の姿において、他方ではその歴史的なかく成って他とならなかった存在の根拠を理解—しようと  
 (註22)  
 欲する』即ち第1に経験的実在をその文化意義において（現代関係性のテーゼ）第2に因果連関にお  
 いて認誠するという認誠目標を設定した（「因果性」）。そこで第一の現代関係性のテーゼから検討を  
 始めることとする。

## 2章 主体—客体の論理からみた社会経済学

### (I) <社会観>の予備的考察

社会本質論には従来から社会実在論・社会名目論の古典的対立及び社会機能論の潮流が存在する。<個人>と<社会>との関係について、彼のいわゆる「合理主義的」、「個人主義的」方法は、明らかに社会名目論の立場である。この<個人主義的>な概念構成は、カール・レーヴィットの指摘したように『合理化によって魔術から解放された結果、いかなる<客観的事物>にもそれ自体の意義が認められなくなり、真に現実的なもの、存在を認められたものは<個人>だけであり、自分の足で立っている個々の人間だけである』<sup>(註1)</sup>からである。このことは<客観的事物>、<社会形象>（「国家」「組合」「株式会社」「営造物」等）の現世的魔術を解くというヴェーバーの基本理念のあらわれ、具体化である。それは「神々の争い」と同時に「神々にまつわりつく魔術」<sup>(註2)</sup>を解くというモチーフである。この基本理念の源泉は、<感覚的迷妄と被造物神化>を一貫して（おそらく極端に）拒否したピューリタニズムの思想に相通じるところがあるがともかく彼にとっては社会（歴史）は単に人間の営みの世界であり、それ故に社会は人間によって理解することができる世界であり、行為の意味連関の世界である。では彼の個人主義的・合理的方法の立場にとって、あるいはその立場からみて、社会形象と有機体的社会学の方法は如何に位置づけられるか。

社会形象（社会集団）は、ヴェーバーによれば、第1に術語を得るため、社会形象は事実的にかまたは可能的なものとして構成された、個々人の社会的行為<sup>(註3)</sup>について、ただその特殊な経過を意味する。第2に、日常的思考または法律的（及至他の専門的）思考に属する集合表象は、一部は現実の人間（ただ司法官や官吏だけでなく公衆）の頭脳に実在し、一部は妥当すべきものとしてある何かについての表象であり、この表象（集合）が行為に対して強力な、支配的な因果的意味をもつが故に、関心をよせる。

次に有機体的社会学の機能的観察は、第1に実際にわかりやすくするための一時的方向づけに役

(註22) W. L. pp. 170~171.

(註1) 「ヴェーバーとマルクス」前掲書 p. 40.

(註2) 日常的魔術とでも言うべきか。

(註3) 社会的行為とは、有意的に他人の態度に方向づけられた行為をさす。W. u. G. p. 11.

立つ、第2に人間行為の理解にとっては、或る連関の説明にとって重要な社会的行為を発見するための、補助的手段にすぎない。彼の〈個人主義的〉社会観にとって、社会形象と有機体的社会学は以上の如き認識価値を持っている。このヴェーバーの〈社会観〉と、他方で現世的魔術をくぐり抜け、現実的な諸個人によって作られながら、人間以上の力をもって人間に迫る社会的自然—それを論理的にも支える人間的自然—を〈自然史的過程〉として把握し、その運動法則と歴史的限界性を暴露し、問題としたマルクスとの差異が存するのではないか。ともあれ—<sup>(註4)</sup>ここで〈社会観〉の予備的考察を終え、この考察を踏まえて、彼の社会経済学に歩みを進めよう。

## (II) 社会経済学の構成原理<sup>(註5)</sup>

ヴェーバーの論理があくまでも、研究対象への(世界への)もたれかかりを徹底して排除した論理であったということは、今までの論述からも明らかだと思ふ。その点を念頭に置きつつ以下を進める。社会経済学は『肉体的生存及び極めて理想的な欲望の充足が、等しくそれに必要な外的手段の量的制限と質的不足につきあたるということ、それらの充足のためには、計画的な配慮と労働や自然との闘争及び人間との結合が必要である』<sup>(註6)</sup>という経済本質論であり、この経済観点から現実の多様性=客体を把握する。<sup>(註7)</sup>したがってその研究対象は客体(世界)に附着する「政治」「経済」「宗教」「科学」等ではなく、『我々の文化の経済的根底の特質によって創り出され、その限り特に近代的なところのあらゆる文化問題』<sup>(註8)</sup>の分析に拡大され、しかもその客体(先の例で言えば「政治現象」「宗教(現象)」「科学」)<sup>(註9)</sup>が〈物質的生存闘争〉(der materielle Kampf)に対して意義があるが故に社会経済学の対象となる。「文化科学的論理学の領域における批判的研究」では、この研究対象を「近代的文化、—キリスト教的—資本主義的—法国家的文化であると述べているが、それ—キリスト教的、法国家的文化—も〈物質的生存闘争〉に何らかの(直接的にか間接的にか)意義を有する故に<sup>(註10)</sup>である。ところで我々を取り囲んでいる近代社会は何よりも「資本の支配」という体制原理の貫徹する社会であり、この体制原理は私経済的経営の日常において貫徹される。この点〈予備的考察〉のところで論じたヴェーバーの〈個人主義的、合理主義的社会観〉との関連において、この〈体制

(註4) 疎外論を前提とした物象化論が理論的、論理的骨格であろう。

(註5) ここでは(本稿では)基礎的視角の確定にとどまるが、細部にわたる検討は次稿以下に委ねる。

(註6) W.L. p.161 邦訳「方法論」富永、立野訳 p.32.

(註7) ヴェーバーの経済本質論に関して、メンガーの「経済性の原則」からの連続性・延長性を示唆されている。「マルクスとヴェーバー」高島善哉著(p.48等)

(註8) 「方法論」p.36.

(註9) W.L. p.163.

(註10) 「文化科学的論理学の領域における批判的研究」森岡訳 p.163.

(註11) 「近代社会」「市民社会」「資本主義社会」という各々の概念標識とそれを支える思想的意味については本稿ではふれないが、ここでは一次的方向づけのために使用。

(註12) 体制原理とは体制……封建体制、資本主義体制、共産主義体制 etc. の歴史的個性性の原理の意味で(「土地の支配」「資本の支配」「労働の支配」)使用する。

原理>と<私経済的経営>とを関連づけることが、現在のところ課題であるが、それはともかく(註13)  
 現実的・具象的に、資本主義的経営はあらゆる<交換チャンス>を(形式上、平和に)利用し尽くし  
 て<収益性>を得ようとする<資本主義的な>経済行為者—資本の人格化としての企業経営者—に  
 よって指導され、方向づけられる。その場合の行為準則が(註14)かの資本計算である。ところで手段の稀  
 少性：交換チャンスの稀少性という彼の経済本質論からみれば、<冷ややかな><厳密な>計算が  
 まさに不可避である。企業経営者が市場法則に反して行動すれば、その企業全体は没落する以外あ  
 りえないのである。即ち一方では<市場>における交換チャンスをめぐって個別産業資本(群)間  
 の「平和的」闘争(Der „friedliche“ Kampf)の峻烈さ、他方その「平和的」闘争に生き残るため  
 には、産業資本家(企業経営者)は、『営制手段として物的・人的効率を計画的に使用する(註15)ように組  
 織』することが<至上命令>となる。そのために資本計算の合理性は(形式的に)自由な労働の合  
 理的資本主義的組織を必然化する。さらに<厳密な><冷ややかな>資本計算の合理性は『予測可  
 能な法および形式的規則にしたがう行政を必要とする』(註16)つまり『合理的に制定された<憲法>と合  
 理的に制定された法を持ち、合理的な成文の規則、即ち<法規>を基準として専門官吏が行政を行  
 うような国家、即ち政治的制度(Anstalt)としての国家』が市場をめぐり(註17)つまり<価格チャンス>  
 をめぐり生存闘争との関連で意義を有する。そして第3に『人々が経済的に合理的な生活態度』を  
 とりうるかどうか、経済的に合理的なとは、賃金とその額を勘定する厳密な経済的合理主義、及び

(註13) 本稿でふれた「社会観」「経済本質論」との関連で、さらに深化させねばならぬ。今後のテーマである。

(註14) 「更新される利潤」のことである。

(註15) 『今日の資本主義的経済組織は一つの巨大な既成の秩序であって各人は生まれながらにその中に入りこむのであり、各人には(少くとも個人としての)事実上動かしがたい外枠として与えられているものである。誰も市場に関連をもっている限り、この秩序は、彼の経済行為に対して或る規範を強制する。製造業者がこの規範に反して行動すれば必ず経済的淘汰を受ける』(「プロ倫」上 p. 50)。

(註16) 規範を強制するとは生存闘争の勝者か、敗者かの二者択一の前に立たされているということである。同上書でこの事態を『今日営利のもっとも自由な地方であるアメリカ合衆国では…略…純粋な競争の感情に結びつく傾向があり、その結果スポーツの性格(!)をおびるにいたることさえ稀ではない』(「プロ倫」下 p. 246)。

(註17) Wirtschaft und Gesellschaft (1922) Kapitel I. p. 20 以下 W. u. G. と略す。  
 なお本稿の時代情況の記述を参照して欲しい。

(註18) 「宗教社会学論文集」序言安藤英治訳(河出、世界の大思想所収) p. 74 以下「序言」と略す。

(註19) 形式的には解約告知が自由であるが、実質的には企業目的からみて、効率的、能率的でないものは「排除」(首切り)されるか、適応するか二者択一であり、『通常は、労働市場の諸条件の結果、労働者を経営規範、経営規律に服従させているにすぎない』  
 「支配の社会学」I, 世良訳 p. 34.

(註20) その前提条件として家計と経営の分離、合理的簿記をあげている。(「序言」p. 76)

(註21) 「序言」p. 79.

(註22) 「序言」p. 73.

(註23) 「序言」p. 80 ただし『今日の資本主義は経済的淘汰によって自らが必要とする経済主体—企業家と労働者—を教育し、創出している』(「プロ倫」上 p. 50)。

労働能力の著るしい向上をもたらす冷静な克己心と節制をもった生活態度のことであり、この態度をとりうるかどうか意義を有する。以上が現代関係性のテーゼからみた〈主体—客体の論理〉であった。そして次の因果性は以上の論述からわかるように、『自由な労働の合理的組織をもつ市民的、経営資本主義がどのように発生したのか』<sup>(註24)</sup>であり、その技術的な可能性；合理的に組み立てられた法と行政の発展過程とその意義、さらには経済的に合理的な生活態度の発展過程とその意義が、ウェーバの問題関心からとりあげられることになる。ところで（形式的に）自由な労働の合理的組織をもつ市民的・経営資本主義及び合理的国家（組織）の特質は如何なるものであるのか、この〈経済〉及び〈政治〉の合理化は、ヴェーバー社会学のキー・コンセプトとも言うべき「近代官僚制」<sup>(註25)</sup>への発展史である。すなわち『近代国家の全発展史は近代的な官吏制度と官僚制的経営との歴史に帰着し、同様に近代的な高度資本主義の全発展は経済経営の官僚制化の進展と一致する』<sup>(註26)</sup>のである。

### 3章 近代官僚制の特質と人間学的意味

#### (I) 予備的考察

支配の構造に対するヴェーバーの基礎視角である

(i) 〈支配〉と〈所有〉について、彼は相互に両極的に対立する支配の「型」として利害状況による支配（純粹に所有そのものから生まれてくる事実的な力）と権威（命令権力と服従義務）による支配をあげている。後者は〈近代国家〉を念頭におきつつ構成されていることは確かなことであるが、本稿では〈経済〉及び〈国家〉の合理化という観点から照明をあてて、後者の〈権威〉による支配をヨリ鮮明にするために、「社会学の基礎概念」の構成にもどってみる。社会的行為の規則正しさ（規則性）及び社会関係の規則性が単なる規則正しさ以上のことを意味する場合、彼は正当的秩序（legitimate Ordnung）が存立するという表象（Vorstellung）<sup>(註1)</sup>に関与者たちの社会的行為とくに社会関係が方向づけられると述べ、それが事実起るといふチャンスを当該秩序の「妥当」と呼ぶ、そしてさらにこの秩序の正当性が内的に、外的に保証され、外的に保証された場合を Konvention と<sup>(註2)</sup>Recht と呼ぶ。このように構成を辿ってみると、後者は何よりも〈意識〉形態に重心を置いてい

（註24） 「序言」 p. 78.

（註25） 「宗教」以外の他の文化領域においても合理化されうが、あるいは事実されているが経済観点からは第二義的である。

（註26） 「支配の社会学」 I p. 35.

（註1） W. u. G. p. 16.

（註2） //

（註3） W. u. G. p. 17.

ことがわかる。この〈所有〉と〈意識〉に関する一般的テーゼについては、ここでは、深く立入ることはできないが、近代自然法および(形成期)近代国家が、資本主義的生産秩序の〈育成〉と、その〈合法化〉に寄与したことを指摘するにとどめる。<sup>(註5)</sup> ヴェーバーの〈支配〉概念は権威をもった命令権力のことであり、一定の内容をもつ命令に、一定の人々が服従するチャンスである。この服従行為のポイントは何よりも命令であるということ自体の故に自分たちの行動の格率としたかのごとくに行なわれるという点にある。そして〈支配〉は日常的には行政・管理(Verwaltung)として機能する。

(ii) 支配の契機<sup>(註6)</sup>について、第1に命令権力が目立たない形態を考えてみる。それは構成員個々人間の平等理念と、その理念に基づく支配権力の極少化を目指す形態であり、<sup>(註7)</sup> ティピカルには「直接民主制的行政」を原理とする小集団<sup>(註8)</sup> (かのゼクテをみよ!) である。それに対して、多少なりとも継続的な大規模団体(Massengebilde)においては、支配権行使のための相対的に永続的な社会組織(行政幹部、管理スタッフ)を必要とするに至り、ここに〈支配の契機〉が歴然と姿をあらわす。それ故に命令-服従関係に基づく支配の構造は、Herr-支配の安全装置としての組織(行政幹部)-被支配大衆の上一下関係であり、この上一下関係が、服従者側の従順性のさまざまな動機だけでなく、正当性の信仰によって内面的にも支えられた時に、その支配(権力)は安定性・継続性が確保され、他の共同社会行為にも(Gemeinschaftshandeln)極めて大きな影響を与える。この〈正当性信仰〉という一般意識は、第一義的には支配者(層)が、自己の支配を正当化することにより、自己義認を獲得したいという要求に根差して生産するものである(幸福の弁神論)。そしてこれを一般的・具体的命令の遂行をとくにめざして行為する行政幹部の手により、間接的に被支配大衆に注入するのである。<sup>(註9)</sup> なお時間的にも空間的にも問題となるような継続的な支配形態においては、ヴェーバーの支配構造概念は、とりわけ Herr と行政幹部(上層)に焦点をあてて構成されている。行政幹部下層(官僚大衆)及び被支配大衆は規律<sup>(註10)</sup>(disziplin)に基づいて服従しうるし、服従させられうるから

(註4) 『ある支配の「正当性」はそれが所有の正当性ときわめて明確な関係をもつものである』「支配の諸類型」世良訳 p.5.

(註5) 現在におけるその意義は『私的、資本主義的経営における支配は、確かに一部分は他律的であり、その秩序は部分的には国家によって指令されている。また強制幹部については完全に他首的であり、(普通は)国家の裁判及び警察幹部がこの機能を担当している』「支配の社会学」世良訳 p.34.

(註6) この契機も、所有分化、社会的分化と密接に結びついていることは前記の通りである。

(註7) 自然生的な Genossenschaftlich な形態から、合理化され構成員個々人の自主自律を前提とした構成原理を有する形態まで多様な形態が考えられる。ただこの〈直接民主制の原理〉が可能となる前提条件については「支配の社会学」I. pp.17~18.

(註8) 「ゼクテ」はまさしく近代的社会集団の形成原理の原型であった。

(註9) その他にも支配強化、維持の理論的可能性は存在しうる。

(註10) 「規律」概念は、習熟した定位によって一定の多くの人々が迅速に自動的に、かつ方式的に命令に服従するチャンスであり、無批判的、無抵抗的な大衆の服従の「習熟」を含む、W. u. G p.28「社会

である。以上の予備的考察をステップにして、以下、資本主義的大経営・近代国家における〈支配装置〉である官僚制の分析的を絞ってゆく。

## (II) 官僚制

ヴェーバーの正当的支配の三つの純粹型(カリスマ的, 傳統的, 合法的支配)の中で「官僚制」は、制定規則による合法的支配の最も純粹な「型」に属する。その〈特質〉は①規則——法律または行政規則——によって秩序づけられた明確な権限をもつ(この権限には官職的義務の分配, 命令権力の分配, 場合によっては強制手段の分配が明確化されている)。この原則が官僚制的官庁, 官僚制約「経営」の存立を基礎づけている。②官職階層制と審級制の原則—上級官庁, 下級官庁の明確に整序された体系—この①, ②の規則によって明確化された職務権限と職務の階層制の秩序体系のもとで, 分割, 分配された諸義務, 職務活動を行使するための有資格者が任命される。この有資格者は単独制官吏であり, 徹底的な専門的訓練及び教育免状の所有を前提とする専門官吏である。彼は規則に定められた没主観的な官職義務にもとづく職業労働を営み, 行政及び管理の義務遂行の際の理想は, 〈怒りも興奮もなく〉個人的動機や感情的影響の作用をうけることなく, 恣意や計算不可能性を排除して, 形式主義的に合理的規則にしたがって職務を行うことである。〈官僚制〉はこのような上位—下位の命令権力, 職務の明確化と, 単一支配制原理の貫徹と, それを内側から行使, 運用する専門官吏を有するが故に, 精確性, 迅速性, 統一性, 継続性, 規律, 服従関係の〈厳格さ〉などの如き, 〈組織〉としての技術的優秀性がある。即ち官僚制的〈支配装置〉は〈生きた〉精密機械であり, それ故高度な〈計算可能性〉を有する。この官僚制的装置は〈没主観性〉の特性・原理から行政における封建的・家産制のおよび一少なくとも意図としては—金権政治的特権を廃止する(社会的差別の水準化)。

この〈支配装置〉は, 最も形式的に合理的な形態においては単一支配制であり, この〈装置〉, 〈生きた〉精密機械そのものは, 原理上〈中性的〉である。この〈官僚制〉の技術的優秀性の故に, この〈支配装置〉を統轄するもの(Herr)にとっては, 支配諸関係の合理的社会關係化(Vergesellschaftung)の手段として, 第1級の権力手段となる。〈国家〉及び〈経済〉の領域における

学の基礎概念」, 阿閉, 内藤訳 p. 84.

(註11) 単独制官吏については, とりわけ「支配の諸類型」p. 20.

(註12) 「通例は」の意味である。

(註13) 『近代的な法発見(まさしく創造的行為の領域だが…筆者)の地盤の上においてすら…略…裁判官を上から訴訟記録と費用とを投げ込めば, 下から判決と, 法条から機械的に読みとられた判決理由とを吐き出すような, 自動機械であるとみる考え方は……法の分野での官僚制化を徹底するときは, ある意味で, このような型に近づいてゆく結果にならざるをえない…』「支配の社会学」I p. 98 まさしく生きた機械だ。

(註14) 原理的にと言うのは, 近代官僚制自体にも「身分制的」要素が強化されうるからである。「支配の社会学」p. 65.

＜形式的合理化＞＝＜官僚制化＞は、『その頂点において、少なくとも純粹に官僚制的ではないよ  
 うな一要素を不可避にもっているわけである』<sup>(註15)</sup>次に近代官僚制の進行とその人間学的意味はどこに  
 存するのか、この問題は「プロ倫」末尾の論述に直結してゆく。即ち『機械的生産の技術的、経済  
 的条件に縛りつけられている近代的経済組織の、あの強力な世界秩序（＜官僚制的支配装置＞）をつ  
 くりあげるのに力を添えることになった。この世界秩序たるや圧倒的な力をもって、現在その歯車  
 装置の中に入り込んでくる一切の諸個人の生活を決定している』<sup>(註16)</sup>そしてこの鋼鉄のように堅い外枠  
 は、人間的感情を抑圧し、人間の全面的発展を断念させ、何よりも人間の自主性、自律性をだいな  
 しにし、人間を受動的にすること、あるいはしきることよってのみ維持存続が可能であるにすぎ  
 ない。ヴェーバーが将来の発展として述べた有名な一句は、まさしく（我々）現在のもの』である。  
 『精神のない専門人、心情のない享楽人、この無のものはかつて達せられたことのない人間性の段  
 階にまですでに登りつめた、と自惚れるのだ』<sup>(註17)</sup>このような人間類型の大量出現は、「プロ倫」の中  
 の一句をもってすれば、人間の化石化、機械化以外の何ものでもない。

### (III) ＜経済＞と＜政治＞における合理化

＜経済＞と＜政治＞における官僚制的支配装置の発展は、その＜装置＞とそれを支える＜規律＞  
 の支配に服する人々にとって、人間に対する鋼鉄の外枠として、人間の感情性、自発性、自律性  
 に対する＜敵対物＞としか映らない。他方＜官僚制＞は合理化されればされる程、即ち形式的合理性  
 ＝計算合理性を高めれば高める程、その組織の他首性、他律性の原理から人間の感情性、自発性、  
 自律性を無に空洞化してゆかねばならない。この点は大規模団体における＜内部的＞＜構造的矛盾＞  
 である。官僚制＝単一支配制の貫徹（私経済的経営であれ、国家であれ）は必然的に Herr 権力を  
 強大化し、肥大化し、寡頭制への傾向にある。ヴェーバーの＜官僚制＞は私的資本主義的大経営に  
 おける大企業家の支配、大衆民主制のもとでの少数者支配を浮きぼりにする。

ヴェーバーの＜社会経済学＞は、《市場チャンス》・《交換チャンス》をめぐる私的資本の生存  
 闘争と、生存闘争の峻烈さの故に、＜合理化＞を必然とし、さらに＜政治＞の＜合理化＞をも要求  
 するに至った、この点を＜官僚制＞の特質とを結びつけて考察しておこう。

資本計算の＜冷徹な＞合理性（形式的合理性）は、（資本主義的経済取引）は、行政（国家）に対し  
 ても迅速な、しかも精確な、一義的な事務処理のための、精密機械化への要求をつきつける。<sup>(註1)</sup>この  
 精密機械化は、いうまでもなく、行政の官僚制化への要求であり、行政（支配の日常的形態）が、そ

(註15) 「支配諸類型」 p. 22.

(註16) 「プロ倫」下 p. 245.

(註17) 同上書 pp. 246～247.

(註1) 「支配の社会学」 I. p. 92.

の要求に屈服すればする程、〈国家〉における専門官吏＝専門知識の支配は必然となる。この専門知識に基づき、《人物のいかんを問うことなく》(ohne Ansehen der Person) 即对象的に (sachlich) 処理することは、即ち官僚制的支配の徹底的貫徹 (国家における) は、《人物のいかんを問わない》市場チャンスをめぐる露骨な経済的利害関係者：企業経営者：の全面的支配であり、『市場の自由の原則が同時に制限されるのではない限り、「階級状況」の全面的支配を意味する』<sup>(註2)</sup>そして〈国家〉が官僚制化されればされる程、〈資本の論理〉は、近代的生活のすみずみにまで自己の論理を貫徹してゆくのである。〈経済〉と〈国家〉の関連づけについて次の一文はそのことを如実に物語っている。『官僚の専門知識よりも優越しているのは、「経済」の領域における私経済的利害関係者の専門知識のみである。それというのも、経済の領域においては、正確な専門知識が、彼らにとって、直接に経済上の死活の問題をなしているからである。……略……資本主義時代においては、官庁が経済生活におよぼす影響は、極めて狭い枠内に限られており、この領域における国家の施策は、非常にしばしば、予想も意図もしなかったような方向にそれるか、あるいは、利害関係者の優越的な専門知識によって骨抜きにされてしまうのである』<sup>(註3)</sup>

以上がヴェーバーの社会経済学的観点からの近代社会認識の論理であった。<sup>(註4)</sup>

## あとがき

ヴェーバーの世界認識図式＝合理化＝官僚制化の意味するところは、彼個人の思想及びエートス：自主・自律さらには自己責任の自由：とは裏はらに人間の他律性、受動性を〈近代社会〉が構造的に生み出し、必然化している点にあった。〈状況〉の合理化と、それにもかかわらず自己の実存的営為をもってする、〈個的〉抵抗の思想—〈状況—内—存在〉でありながら、あるいはそこにとどまり、〈状況〉を支配し、〈状況〉を越え出でんとするところに、人間の〈創造的〉自由と〈責任性〉を認めた思想に—〈文化人〉の中心が存在した、彼が〈可能なものの彼岸にある、不可能なものをつかまえようとする〉ことによるのみ、非常にしばしば可能なものが達成された〉として、実り豊かな (erfolgreiche) 政治について述べたことが、彼の実存全体に妥当する。

(商学研究科博士課程)

(註2) 同上書 p.93.

(註3) 同上書 pp.125~126, 及び「支配の諸類型」p.29.

(註4) ヴェーバーの現実認識を逆転させて、彼の基本思想とのかかわり、関連、妥当性を検討することは次稿に委ねる。